

1 年 保 存

部 外 秘

省・無期限

平成23年11月24日から

平成24年11月23日まで

基 監 発 1124 第 1 号

基 安 安 発 1124 第 1 号

平成23年11月24日

福島労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

安全衛生部安全課長

(契印省略)

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた各種工事における
労働災害防止対策の徹底に当たって留意すべき事項について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）事故の収束に向けた各種工事（以下「原発各種工事」という。）における労働者の安全と健康の確保については、これまでも発電所やJヴィレッジに対する立入調査、関係事業者に対する集団指導、作業届の審査・指導等により、被ばく管理等を中心にその徹底を図ってきたところである。

しかしながら、発電所内で社会的な関心を集める重篤な労働災害が発生したこと、また、年内に「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた筋道」におけるステップ2が終了し、今後、様々な新たな原発各種工事が開始されることが予想されることから、原発各種工事における労働災害防止対策の更なる強化が必要である。

については、原発各種工事における労働災害防止のための監督指導及び平成23年11月24日付け基安発1124第2号（以下「部長通達」という。）により指示された集団指導、個別指導等については、下記の事項に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 集団指導の実施（部長通達記の1関係）

[Redacted text block]

2 自主点検の実施（部長通達記の2関係）

[Redacted text block]

3 労働災害を発生させた現場の工事を管理する店社等に対する監督指導又は個別指導の実施（部長通達記の3関係）

(1) 対象事業場

[Redacted text block]

(2) 監督指導又は個別指導に当たっての重点事項

[Redacted text block]

(3) 店社等が富岡署管轄外に所在する場合の対応

① 店社等が福島県内に所在する場合

[Redacted text block]

② 店社等が福島県以外に所在する場合

[Redacted text block]

4 発注者の取組の強化（部長通達記の4関係）

[Redacted text block]

5 関係事業者の自主的取組の強化（部長通達記の5関係）

6 委託事業の活用（部長通達記の6関係）

福島局又は富岡署から職員が上記1の集団指導及び5の協議会に参加する場合には、関係者に対して、東日本大震災復旧・復興工事労災防止支援センターの実施する新規参入者教育への参加を勧奨するとともに、専門家による復旧工事計画の作成支援、安全衛生相談等についても実施していることを周知すること。